

# PPP/PFI 事業導入検討業務委託 業務仕様書

## 1. 業務委託名

PPP/PFI 事業導入検討業務委託

## 2. 業務目的

土木部所管の施設について、PPP/PFI 事業<sup>\*1</sup>の適合性等の評価を行う。また、公園について先導的に事業導入に向けた取組を行うとともに、指針・体制等の環境整備を目指す。

(※1. 各種 PFI、Park-PFI、指定管理者制度、包括委託制度など)

## 3. 業務委託の内容

### (1) 事前調査

#### ①部内における PPP/PFI 事業の推進体制に関する実態調査

既存の PPP/PFI 事業の導入時における推進体制を確認する。推進体制の確認にあたっては、部内の体制だけでなく庁内の関連する部局の関与やその体制についても確認をすることとする。なお、具体化しなかった PPP/PFI 事業についても対象とする。

#### ②部内における PPP/PFI 事業の導入における問題点および課題の把握・整理

①の調査を通し、PPP/PFI 事業の導入にあたり問題となった点を把握するとともに、PPP/PFI 事業を推進するにあたっての課題を整理する。

### (2) 土木部所管施設全般における PPP/PFI 事業の適合性調査

#### ①部所管の施設における PPP/PFI 事業の導入可能性等についての概略判定

土木部所管の施設について整理を行い、PPP/PFI 事業の導入可能性についての概略判定を行う。概略判定に関しては、法律面での民間活用の可否を整理するとともに、他地域での PPP/PFI 事業の導入実績や民間委託等の実績を踏まえて、簡易な判定を行うこととする。

### (3) 部内における PPP/PFI 事業の導入に向けた環境整備と取組み

#### ①環境整備・勉強会の企画運営（対象：30名程度）

以下に掲げる事柄について、県職員を対象に基礎的な知識習得を目的とした勉強会を企画・運営する。

- ・ PPP/PFI に関する基礎的知識
- ・ PPP/PFI 推進体制に関する知識と事例紹介
- ・ コンセッションなど様々な PPP/PFI 事業の知識と事例紹介
- ・ PPP/PFI のプロセスに関する知識と事例紹介
- ・ PPP/PFI 地域プラットフォームに関する知識と事例紹介
- ・ 国等の支援制度に関する知識と事例紹介

なお、地域プラットフォームについては、島根県での組成を想定した体制や県の役割、地域企業への影響等について整理を行うこととする。

## ②都市公園における事業導入に向けた取組み（対象：都市計画課、数名程度）

県が所管する都市公園<sup>※2</sup>を対象に、現状の民間委託や指定管理者制度、設置管理許可制度等の適用状況等を確認するとともにPPP/PFI事業の導入に関する以下の作業を行う。なお、ロングリスト、ショートリストの作成は、対象総数を踏まえて一本化することも可能とする。地域プラットフォーム形成に向けた具体的検討及び案の作成に関しては、参加対象者の案を整理すること。

- ・公園施設の実情を踏まえた事業選定に向けたロングリストの作成
- ・事業手法の選定等に向けたショートリストの作成
- ・事業化に向けたワークショップの実施
- ・PPP/PFI 地域プラットフォーム形成に向けた具体的検討及び案の作成

### ※2. 島根県が所管する都市公園は以下の3公園

公園名	所在地	供用面積 (ha)	主な施設
浜山公園	出雲市	54.9	野球場、陸上競技場、体育館、球技場、テニスコート、遊具ほか
石見海浜公園	浜田市 江津市	147.7	水族館アクアス、オートキャンプ場、ケビン、遊具ほか
万葉公園	益田市	48.4	万葉植物園、オートキャンプ場、太陽の広場、子どもの広場ほか

## （4）PPP/PFI 事業導入に向けた体制、指針などの基礎的検討

- ①PPP/PFI 事業導入に向けた庁内の体制整備の検討
- ②運營業務を中心としたPPP/PFI 事業の進め方についての検討
  - ・様々なPPP/PFI 事業の導入に向けた検討フローの整理
- ③島根県PFI導入指針の見直しに向けた検討

## 4. 業務期間

契約締結の日から平成31年3月15日とする。

## 5. 成果品

業務完了に伴い提出する電子媒体については、以下の通り。なお、電子媒体の提出にあたってはウイルス等のチェックを実施しておくこと。

- ①印刷物：報告書（A4判両面・カラー、3部）
- ②電子媒体（CD又はDVD、一式）

データのファイル形式及び使用ソフトについては、Microsoft Excel、Microsoft Word、Microsoft Power Point のいずれか（又はこれらと互換性のあるものに限る）をCD-R等に焼き付けて提出する。ただし、これによりがたい場合は県と協議を行うこととする。

また、提出資料の引き渡し後にデータ等に不具合が生じた場合は、受注者の責任において

対応すること。

③成果品の瑕疵

納品後に成果品の瑕疵が発見された場合は、県の指示に従い、必要な処理を受注者の負担において行うものとする。

**6. その他**

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、県担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等十分に調整して行うこと。

(2) 受注者は、この仕様書に規定するもののほか、受注者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、県と協議し決定すること。